

## 事実関係に関する請負事業者からの報告書の要点について

市町村	事案 No.	事案	指摘日時	請負事業者からの報告書の要点
田村市	1	(除染に従事した作業員の証言)11月16日～17日、下請リーダーから、落ち葉や土を川に落とすよう指示され、投げ込んだ。	1/4	職長及びリーダーへの調査を実施した結果、絶対してないとの回答であり、記事のような作業指示をした職長等はいなかった。
	2	12月11日午後3時34分、作業員が、道路に高圧洗浄し垂れ流し	12/25	調査の結果そのような事実はなかった。
	3	12月11日午後3時58分、作業員が、川に拳大の石や枝を放り投げ	12/25	調査の結果そのような事実はなかった。
	4	12月13日午後0時半、作業員が、長靴を洗って汚泥を側溝に垂れ流し	12/25	昼休みの前には、必ずスクリーニングを受けて、線量が1,000cpm(4Bq/cm <sup>2</sup> )以下であることを確認してから休憩している。その後長靴等を洗い流しているので問題はないと判断できる。
	5	12月13日午後2～3時、作業員が、道路に高圧洗浄し垂れ流し	12/25	調査の結果そのような事実はなかった。
	6	・12月14日午前10時40分頃、一般作業員が、岩に積もった枯葉を川の縁に落とした(川に流れてはいない)。 ・12月14日午前11時7分頃、班長作業員が、川の縁に積もった枯葉を足で川に流していた。	12/25 1/4	調査の結果そのような事実はなかった。

市町村	事案 No.	事案	指摘日時	請負事業者からの報告書の要点
	7	12月15日午後4時5分頃、2人の一般作業員が、作業後に川の浅瀬に入り、長靴、ちりとり、熊手を洗って汚泥を川に洗い流していた。	12/25 1/4	職長、リーダーからの調査の結果、除染初期にあった。但し、教育を徹底し、現在はない。
	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・12月15日午後1時56分頃、一般作業員が、川辺の岩に積もった枯葉を左手で次々と川に放り込んでいた。</li> <li>・12月15日午後2時5分頃、一般作業員が、川辺の法面にあった切り株を川に落とす。下にいた作業員に「落とすぞー」と声をかける。</li> <li>・12月15日午後3時55分、作業班長と作業員が、後ろ手に草をぼいぼい捨てていた。</li> </ul>	12/25 1/4	調査の結果、そのような事実はなかった。
檜葉町	9	11月27日、大日本土木の現場監督から草木を崖の下に投げるよう指示された。	1/4	調査では、不法投棄の事実は判明していない。
	10	12月17日午前10時半、作業班長と作業員が、民家のベランダを高圧洗浄で洗い流し、水が周囲に飛散した。	1/4	調査の結果事実と判明。
川内村	11	12月17日午後2時47分、作業班長と作業員が、民家の前の土壌を高圧洗浄機で流す。	12/25	調査結果から、指摘のような不適正な除染はなかったものと判断。
	12	(川内村で作業しているという作業員からの証言)1月4日、一次下請の社員から除染対象地域外に除去物を捨てるよう指示された。	1/4	当該一次下請け会社社員から、指摘のような事実はなかったと回答を得たので、不適正な除染はなかったものと判断。

市町村	事案 No.	事案	指摘 日時	請負事業者からの報告書の要点
	13	(昨年秋から除染に従事した作業員の証言) 枝葉を回収しないでその辺に捨てている。洗浄後の汚染水は流しっぱなしである。	1/5	調査結果から、指摘のような不適正な除染はなかったものと判断。
飯舘村	14	12月18日午後3時50分、作業班長と作業員が、郵便局の前の駐車場で、側溝に汚染水を流す	12/25 1/4	県道脇の公共側溝への洗浄水の浸み出しを確認した。